

令和 7 年 第 1 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和 7 年 3 月 27 日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和 7 年第 1 回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
会期の決定について	5
議案第 8 号 救助工作車の機装請負変更契約の締結について	5
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	5
議案第 8 号採決	6
議案第 1 号 令和 6 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 3 号）	6
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	6
議案第 1 号採決	9
議案第 2 号 令和 7 年度枚方寝屋川消防組合予算	9
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	9
泉大介議員の質疑	12
吉岡良和総務部長の答弁	12
泉大介議員の再質疑	13
吉岡良和総務部長の答弁	13
泉大介議員の再質疑（要望）	13
議案第 2 号採決	14
議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について	14
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	14
議案第 3 号採決	16
議案第 4 号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	16
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	16
議案第 4 号採決	18
議案第 5 号 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について	18
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	18
議案第 5 号採決	20
議案第 6 号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部 改正について	20
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	20
議案第 6 号採決	21

議案第 7 号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について	22
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	22
議案第 7 号採決	22
議員提出議案第 1 号 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の一部改正について	23
北川健治議員の提案理由の説明	23
議員提出議案第 1 号採決	23
議員提出議案第 2 号 枚方寝屋川消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について	24
北川健治議員の提案理由の説明	24
議員提出議案第 2 号採決	25
休憩（午前11時08分）	25
再開（午前11時22分）	25
議事日程の報告	26
議案第 9 号 救助工作車の機装請負変更契約の締結について	26
吉岡良和総務部長の提案理由の説明	26
議案第 9 号採決	27
一般質問	27
前田富枝議員の質問	27
増加する救急需要への対応について	27
吉岡良和総務部長の答弁	27
前田富枝議員の再質問	28
伊藤高博消防長の答弁	28
前田富枝議員の再質問（要望）	28
奥野美佳議員の質問	29
消防署の建替え候補地の検討について	29
吉岡良和総務部長の答弁	30
奥野美佳議員の再質問	31
伊藤高博消防長の答弁	34
奥野美佳議員の再質問（意見）	35
川口肇人議員の質問	36
施設の老朽化について	36
吉岡良和総務部長の答弁	36
川口肇人議員の再質問	37
吉岡良和総務部長の答弁	37
川口肇人議員の再質問（要望）	37
泉大介議員の質問	38
林野火災対策について	38
小嶋悦喜警防部長の答弁	39

泉大介議員の再質問	39
小嶋悦喜警防部長の答弁	39
泉大介の再質問（要望）	39
伏見隆管理者閉会の挨拶	40
鍛冶谷知宏議長閉会の挨拶	40
閉会（午後 0 時13分）	41

令和 7 年 3 月 27 日（木）

令和 7 年 第 1 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和 7 年第 1 回 枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 27 日（木）

出席議員（16名）

1 番	泉	大介	7 番	武田	由利子	13 番	広瀬	ひとみ
2 番	大地	正広	8 番	辻谷	恵一	14 番	古田	尚央
3 番	奥野	美佳	9 番	長友	克由	15 番	前田	富枝
4 番	鍛冶谷	知宏	10 番	西尾	勝成	16 番	八尾	善之
5 番	川口	肇人	11 番	馬場	才			
6 番	北川	健治	12 番	東	実名子			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	小嶋	悦喜
副管理者	広瀬	慶輔	枚方消防署長	太田	健児
副管理者	小山	隆	枚方東消防署長	山内	崇
会計管理者	菊地	武久	寝屋川消防署長	高橋	利昌
消防長	伊藤	高博	枚方市危機管理部長	新内	昌子
消防次長兼予防部長	眞先	良次	寝屋川市危機管理部長	林	竜也
総務部長	吉岡	良和			

議 事 日 程（令和 7 年 3 月 27 日 午前 10 時 00 分開会）

- | | | |
|--------|-------------|---|
| 日程第 1 | | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 議案第 8 号 | 救助工作車の艤装請負変更契約の締結について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 令和 6 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 3 号） |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 令和 7 年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部
改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の
一部改正について |
| 日程第 10 | 議員提出議案第 1 号 | 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の一部改正につい
て |
| 日程第 11 | 議員提出議案第 2 号 | 枚方寝屋川消防組合議会の個人情報保護に関する条例の
一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 | 救助工作車の艤装請負変更契約の締結について |
| 日程第 13 | | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 13 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事 務 局 長 中 村 淳 生

(午前10時00分)

○鍛冶谷知宏議長 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、年度末何かとご多用のところ、消防組合議会にご出席くださいます。誠にありがとうございます。

ただいまから、令和7年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に管理者の挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 令和7年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先月末に岩手県大船渡市で大規模な山林火災が発生し、1名の方がお亡くなりになられ、また、多くの住宅に被害が発生しました。そのほかにも、岡山県や愛媛県など各地で山林火災が相次いで発生しています。犠牲者のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

山林火災は、ごみの焼却やたき火など人為的な原因で発生する場合も多くあり、本消防組合では、ホームページやSNS等を活用して注意喚起を行うとともに、管内での山林火災の発生に備え、消防団など各関係機関と連携した対応訓練を実施しているところです。今後も市民の安全・安心の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

一方、救急については、過去最多の出動件数を記録した昨年と比較しても、同時期において既に300件以上の増加となっています。こうした状況に対応するため、昨年4月に日勤救急隊の運用を開始したところですが、今後もさらに増加が見込まれる救急需要対策に、引き続き的確に取り組んでまいります。

本日は、令和6年度補正予算や令和7年度予算、契約締結、条例の制定及び一部改正の議案を提案させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○鍛冶谷知宏議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、職員から諸般の報告をさせます。

○中村淳生事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和6年度11月及び12月、令和6年度、令和7年1月及び2月分をお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○鍛冶谷知宏議長 ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第83条に基づく、本定例会の会議録署名議員について、8番辻谷恵一議員、9番長友克由議員の2名を指名いたします。

次に、職員から議事日程の報告をさせます。

○中村淳生事務局長 議事日程

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 議案第8号 | 救助工作車の艀装請負変更契約の締結について |
| 日程第3 | 議案第1号 | 令和6年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第2号 | 令和7年度枚方寝屋川消防組合予算 |
| 日程第5 | 議案第3号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議員提出議案第1号 | 枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議員提出議案第2号 | 枚方寝屋川消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | | 一般質問 |

以上です。

○鍛冶谷知宏議長 ただいま報告させました議事日程により、会議を進めます。

日程第1 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議案第8号 救助工作車の艀装請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第8号 救助工作車の艀装請負変更契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の84ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、契約条項第16条の規定により、請負人から納入期限延長の請求がありましたので、期日を「本契約締結日から令和7年2月28日まで」を「本契約締結日から令和7年3月31日まで」に変更をお願いするものでございます。契約条項その他では、本契約の効力につきましては、枚方寝屋川消防組合議会の議決を経て生じるものとしております。

変更理由につきましては、能登半島地震や能登豪雨の影響により、車両の部品供給が滞ったことによるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第1号 令和6年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第1号 令和6年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、人件費の精算をはじめ、工事請負及び消防車両購入に係る契約確定等に伴う減額、長期債利子の精算などを合わせまして減額補正をお願いするものです。また、救助工作車及び救急車の納期遅延に伴いまして、消防車両整備事業の予算を、繰越明許費として翌年度に繰り越すことなどを併せてお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,015万5,000円を減額いたしまして、補正後の総額を78億5,192万3,000円とするものでございます。

次に、第2条 繰越明許費、第3条 地方債の補正につきましては、議案書3ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費」からご説明申し上げます。救助工作車及び救急車の整備事業の予算につきましては、令和6年度単年度事業として計上しておりましたが、救助工作車及び救急車の納期遅延に伴いまして、第3款 消防費、第1項 消防費の消防車両整備事業費2億2,304万6,000円を繰越明許費として翌年度に繰り越すものです。

次に、「第3表 地方債補正」に基づきまして、ご説明のほうを申し上げます。消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の1億8,380万円から、2,780万円を減額いたしまして、1億5,600万円に変更するものでございます。

続きまして、6 ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容についてご説明のほうを申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金につきまして、3億2,350万円を減額するものでございます。内訳といたしまして、枚方市負担金を2億148万9,000円、寝屋川市負担金を1億2,201万1,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金を1,052万円増額するものでございます。これは緊急消防援助隊設備整備費補助金の基準額が変更されたことに伴い、補助金を増額するものでございます。

次に、第2項 国庫負担金を1,824万8,000円増額するものです。これは能登半島地震に伴う緊急消防援助隊活動費負担金によるものでございます。

次に、第4款 府支出金、第1項 府負担金を804万3,000円減額するものでございます。これは大阪府立消防学校に教官として派遣しています、本消防組合職員の今年度の人件費相当額を減額するものでございます。

次に、第2項 補助金を281万3,000円増額するものでございます。これはヘリコプター運営補助金がエンジン修理に伴い増額するものでございます。

次に、第7款 繰入金、第1項 基金繰入金を4万2,000円減額するものでございます。これは枚方寝屋川消防組合消防救急基金を財源とした高度蘇生用訓練人形購入等の契約確定に伴うものでございます。

続きまして、8 ページをお開き願います。

第8款 諸収入、第2項 雑入を41万9,000円増額するものでございます。これは派遣職員の人件費相当額を人事院勧告等により増額するものと、能登半島豪雨に伴う消防広域応援交付金によるものでございます。

次に、第9款 組合債、第1項 組合債を2,780万円減額するものでございます。これは消防車両購入等の契約確定に伴うものでございます。

第10款 繰越金、第1項 繰越金につきましては、令和5年度歳計剰余金1億7,723万円を新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書10ページをお開き願います。

第1款 議会費、第1項 議会費の議員旅費を54万4,000円減額するものでございます。

第3款 消防費、第1項 消防費を1億4,539万4,000円減額するものでございます。

まず人件費でございますが、給料では職員変動などにより2,441万9,000円を減額、職員手当等につきましては、扶養手当をはじめ各種手当の減額と、定年前早期退職者や普通退職者の増加による退職手当の増額を合わせまして、総額2,552万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。

共済費におきましては、普通退職者等の影響により3,108万8,000円を減額するものでございます。また、契約確定等により需用費で529万5,000円、役務費で331万5,000円、委託料で1,321万1,000円、負担金、補助及び交付金で500万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。

14ページをお開き願います。

非常備消防費は、両市消防団員の活動経費で、消防団車両の燃料費や食料費、使用料及び賃借料の減額を合わせまして62万4,000円を減額するものです。

次に、16ページをお開き願います。

消防施設費では、消防庁舎関連工事や消防車両購入費等の契約確定に伴いまして、委託料で109万8,000円、工事請負費で2,019万1,000円、備品購入費で982万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に第4款 公債費、第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算によりまして、421万7,000円を減額するものでございます。

19ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、22ページと23ページに「地方債に関する調書」を添付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 令和7年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第2号 令和7年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、提案理由のご説明のほうを申し上げます。

本予算につきましては、「安全・安心を実感できるまち～ともにつくる～」の実現に向けて取り組むために、隊員の安全管理、職員が働く環境の整備、消防DXの推進を予算の柱として予算編成を行ってまいりました。

それでは、別冊の予算書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ102億6,265万9,000円と定めるものでございます。内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 債務負担行為をご覧ください。庶務事務人事給与システム更新といたしまして限度額2億3,252万9,000円、財務会計システム端末賃貸借といたしまして限度額4万9,000円、ドクターカーのAED賃貸借といたしまして限度額600万6,000円を設定しております。

次に、第3表の地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして、限度額28億5,260万円を設定しております。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5 ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに102億6,265万9,000円でございます。前年度と比較いたしますと、25億480万円の増額になっております。

それでは、歳入よりご説明のほうをさせていただきます。

16ページのほうをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金は、構成両市における令和6年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出した経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えた合計が、73億926万4,000円となっております。その内訳は、枚方市負担金が44億1,592万1,000円で、案分比率は61.0351%でございます。寝屋川市負担金は28億2,032万1,000円で、案分比率は38.9649%でございます。指令業務の共同運用に係る交野市の負担金は7,302万2,000円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして、661万5,000円の収入を見込んでおります。

次に、18ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用登録車両として申請しておりますタンク車、救急車、指揮支援車の各1台の諸車両購入に係ります国庫補助金としまして、3,328万7,000円の収入を見込んでおります。

第4款 府支出金、第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員の人件費相当額816万5,000円を、第2項 府補助金はヘリコプター運営補助金としまして903万5,000円を見込んでおります。

第5款 財産収入、第1項 財産売払収入は、車両等の売払いとしまして204万円を見込んでおります。

第6款 寄附金、第1項 寄附金100万円につきましては、科目設定でございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金は、風水害対応資機材の購入としまして1,998万8,000円を見込んでおります。

次に、20ページをお開き願います。

第8款 諸収入、第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。第2項 雑入は2,064万6,000円で、主なものとしましては、構成両市への職員の派遣に伴う人件費相当額を計上しているものでございます。

第9款 組合債、第1項 組合債は、消防自動車整備事業、消防情報システム整備事業等に係ります消防防災施設整備事業債等で、28億5,260万円を計上しております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費、第1項 議会費303万円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費114万3,000円は、特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費16万1,000円は、監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費、第1項 消防費は100億2,602万9,000円で、前年度と比較いたしまして27億2,777万8,000円の増額となっております。

その主な内容をご説明申し上げます。

27ページをご覧ください。

人件費のうち一般職給が人事院勧告によりまして26億6,157万2,000円となり、前年度と比較いたしますと1億1,849万5,000円の増額、職員手当等が定年延長により退職者がいないことなどによりまして23億8,259万9,000円となり、前年度と比較いたしますと7,566万6,000円の減額となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費といたしまして、121万7,000円の予算を計上しております。

続きまして、44ページをお開き願います。

第3目 消防施設費では、庁舎維持管理費、消防情報システム更新整備に係る管理運営費、車両等の購入費で29億6,011万1,000円の予算を計上しております。

第4款 公債費、第1項 公債費につきましては、新規発行及び既存の借入れ分に要する元金及び利子といたしまして2億2,229万6,000円で、対前年度比は2億2,242万4,000円の減額となっております。

第5款 予備費、第1項 予備費は1,000万円を計上しています。

最後に、50ページ以降に給与費明細書、56ページに債務負担行為に関する調書、58ページに地方債に関する調書を添付しております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明のほうを省略させていただきます。

なお60ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付しておりますので、併せてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

泉議員。

○泉大介議員 議案第2号 令和7年度枚方寝屋川消防組合予算、予算に関する説明書44ページの第3目 消防施設費、消防情報システム更新整備に係る管理運営費の消防情報システム更新整備委託料26億7,520万円についてお伺いします。

交野市から消防指令業務の委託を受けて、平成27年度から消防指令業務の共同運用を実施していますが、今回の消防情報システム更新整備において、交野市は整備費用をどのように負担していくのかお伺いします。

○鍛冶谷知宏議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 泉議員のご質問にお答えいたします。

消防情報システムの共同整備につきましては、交野市消防本部との間で経費の負担方法や支払方法等につきまして定めた協定書のほうを締結しております。経費の負担方法につきましては、システム整備に要する費用を「個別整備部分」と「共同整備部分」に分け、個別整備部分は両消防本部が全額のほうを負担し、共同整備部分はそれぞれの消防本部が単独で整備した場合の経費によって割合を定める「単独整備費用割」という方法で算出しています。

また、当該経費につきましては、交野市が毎年度、枚方寝屋川消防組合への負担金として支出することとなっております。

○鍛冶谷知宏議長 再質疑ありませんか。

泉議員。

○泉大介議員 昨年、北大阪消防指令センターを視察させていただきましたが、当該センターは豊中市、吹田市、池田市、箕面市、摂津市で構成されており、複数の消防本部が消防指令センターを共同で設置・運営し、災害情報の一元的な把握や出動指令の一元的な実施を行うことで、費用面で大きなメリットを得られることを感じたところです。交野市との共同運用だけでなく、近隣消防との共同運用についてはどのように考えているのかお伺いします。

○鍛冶谷知宏議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 泉議員の2回目のご質問にお答えいたします。

平成23年に枚方寝屋川消防組合、守口市門真市消防組合、大東市消防本部、交野市消防本部、四條畷市消防本部の北河内地域の7市5消防本部において、北河内地域における消防指令業務の共同運用に関する検討を行った経過がございますが、実現はしておりません。議員ご指摘のとおり、近隣の消防と消防指令センターを共同で設置・運用することで、システムの整備費用やメンテナンス費用の削減が考えられる一方で、各消防本部のシステムの更新時期が一致しないことや、新たな消防指令センターを共同で建築する必要があるなど、多くの課題があることも認識しておりますので、引き続き大阪府下全体や近隣消防本部の動向のほうを注視してまいります。

○鍛冶谷知宏議長 再質疑ありませんか。

泉議員。

○泉大介議員 3回目は要望とさせていただきます。

近年の救急出動件数の増加、高齢化や独居化の進展、住民ニーズの多様化などによるさらなる救急要請などに対し、市町村消防がいかにして的確に対応していくかが大きな課題となっています。それに対応すべく、大阪府では自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、大阪府消防広域化推進計画を平成31年3月に再策定されています。2024年6月に行わせていただきました一般質問では、枚方寝屋川消防組合として消防広域化の必要性を認識され、広域化や様々な連携、協力の在り方について実施す

る組合せや、経費負担の在り方等も含めて検討していくという答弁がありました。しかしながら、広域化を進めていくことについて、ハードルが高いことも認識しています。

まずはシステムの共同運用など、できるところからでも連携、協力について進めていただきたいと思います。今回システムの共同運用が進まない理由として、各消防本部のシステム更新時期が一致しないことも課題として挙がっていますが、調整をしなければ、いつまでも一致しないわけです。各消防本部と議論を行い、引き続き、北河内地域における消防指令業務の共同運用に関する検討を進めていただきますようお願いいたします。

○鍛冶谷知宏議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由のご説明のほうを申し上げます。

恐れ入りますが、議案書25ページをお開き願います。

本議案につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。本案は、令和4年6

月17日に「刑法等の一部を改正する法律」が公布され、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されたことを受け、関係条例を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。

まず、第1条は、枚方寝屋川消防組合消防職員退隠料及び遺族扶助料条例について、第14条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、第15条第1項第1号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改めるものです。

29ページをお開き願います。

第2条は、枚方寝屋川消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、附則第7項及び第8項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

30ページをお開き願います。

第3条は、枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、第4条第1項及び第2項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

32ページをお開き願います。

第4条は、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例及び枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

恐れ入りますが、27ページにお戻り願います。

最後に附則でございますが、第1項は施行期日を令和7年6月1日とするものです。また、第2項以下は経過措置について定めるものです。

まず、第2項は、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとするものです。

次に、第3項は、改正前刑法に規定する懲役または禁錮に処せられた者に係る人の資格に関する条例の適用について、拘禁刑に処せられたものとみなすとするものです。

次に、第4項は、この条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の枚方寝屋川消防組合特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例、枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴されたものとみなすとするものです。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○鍛冶谷知宏議長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について、提案理由のご説明のほうを申し上げます。

恐れ入りますが、議案書40ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。本案は、令和6年人事院勧告及び構成市に準じ、給与改正及び所要の規定の整備を行うものでございます。

本案の主な改正内容といたしまして、「係長以上の給料月額の基本基準を引き上げることによる、早期昇格時の処遇の改善」並びに「配偶者に係る扶養手当を廃止することによる、子に係る扶養手当の充実」「通勤手当の支給限度額の引上げ」及び「再任用職員への住居手当の新設」により職員の処遇を改善し、併せて給料の支給期日を見直すものでございます。

改正後の給与条例に基づく消防職給料表につきましては、43ページから44ページ、行政職給料表につきましては、45ページから47ページまでに掲載しております。その他改正内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

それでは、51ページをお開き願います。

第13条は、給料の支給日が「金曜日、土曜日、日曜日及び休日の場合」に、「支給日の直前の木曜日」を支給日としているところ「支給日前の最も近い土曜日、日曜日及び休日でない日」を支給日とし、「1月及び5月の支給日が日曜日の場合」の支給日を「支給日後の最も近い休日でない日」を支給日とするものでございます。

第16条は、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う規定の整備でございます。

第17条は、扶養手当に係る扶養親族から配偶者を削除し、第5号は重度心身障害者に改めるものでございます。

第18条は、扶養手当に係る扶養親族から配偶者を削除し、子に係る扶養手当を「1万3,000円」に改めるものでございます。第18条の2は、第16条から第18条までに定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めることを規定するものでございます。

第19条及び第19条の2は、「扶養親族の届出」及び「扶養手当の支給方法等」に関する規定について、規則で定めることとするため、削除とするものでございます。

55ページをご覧ください。

第34条第5項は、新たに採用した職員等に、その住居から勤務地への通勤において、新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められる者に限り、通勤手当として、新幹線等の特別料金等も支給することを新設するものでございます。

第38条は、定年前再任用短時間勤務職員について、適用が除外される規定から住居手当に関する規定第20条の2を削り、再任用職員に対する住居手当を新設するものでございます。

恐れ入りますが、48ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めたもので、令和7年4月1日から施行するものでございます。第2項は、係長以上の級の初号近辺の号給をカットし、給料月額を引き上げることに伴い、新たな給料表に移行する際に、新しい号給に切り替えるものでございます。号給の切替え表につきましては、49ページ及び50ページに掲載しております。

第3項は、配偶者に係る扶養手当の廃止は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から2年をかけて実施し、これによる原資を用いて行う子に係る扶養手当の引上げも同様に2年をかけて実施するため、令和8年3月31日までの間における子に係る扶養手当を「1万1,500円」とし、配偶者に係る扶養手当を「3,000円」とするもの

でございます。

第4項再任用職員に対する住居手当の新設に伴い、暫定再任用職員については、適用が除外される規定から「住居手当」を削るものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長　討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7　議案第5号　枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長　ただいま上程いただきました議案第5号　枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について、提案理由のご説明のほうを申し上げます。

恐れ入りますが、議案書57ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、国家公務員及び構成市に準じ、旅費の支給基準を見直すものでございます。本案の主な改正内容といたしまして、「旅費の精算等に係る規定の簡素化」及び「支給対象の見直し」を行うほか、「旅費の適正な支出」を図るための規定の整備等を講ずるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

それでは、65ページのほうをお開き願います。

第2条第1号は、出張の定義に「勤務地と同様に取り扱う場合」を明記するもので、第3号は、職員に対する旅費の支給に代えて、旅費に相当する金額を支払うことができる旅行業者等の定義を規定するものでございます。

第3条第8項は、職員に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し直接の支払いを可能とするものでございます。

第6条は、「旅費の種類」を「旅費の種目」とし、旅費の種目を見直すものでございます。

第7条は、旅費は実費を弁償するためのものと明記するものでございます。

67ページをご覧ください。

第8条から第16条までは、第6条に規定する「旅費の種目」について、「各種目の内容」を定めるものでございます。

72ページをご覧ください。

第17条は、旅費の各種目を定めることに伴い改めた、現行の第11条に規定する、職員以外の者に対し支給する旅費について、改めて規定するものでございます。

第22条は、この条例の規定による旅費を支給した場合において、不当に出張の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費、またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができるとするものでございます。

第23条は、各種目の旅費について、「当該各条及び第7条の規定により計算した額」と「現に支払った額」を比較し、いずれか少ない額を上限とするものでございます。

第24条は、出張者または旅行役務提供者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給または旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費または当該金額を返納させなければならないとするものでございます。

また、宿泊料及び食卓料を定めた別表については、旅費の各種目の改正に伴い削除するものでございます。

恐れ入りますが、63ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めたもので、令和7年4月1日から施行するものでございます。第2項から第5項までは経過措置を定めたもので、第2項は改正後の枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の規定は、この条例の施行日以降に

出発する出張及び施行日前に出発し、かつ施行日以後に完了する出張のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した出張については、なお従前の例によるものとさせていただきます。

第3項から第5項までは、本案の改正に伴い、各条例における旅費に関する規定を改正するものとさせていただきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明のほうを申し上げます。

恐れ入りますが、議案書74ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものとさせていただきます。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律の成立に伴い、国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員を退職した「失業者の退職手当」の給付内容の見直し

が行われたことに伴い、同様の措置を講じるものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

それでは、76ページをお開き願います。

第10条第11項第4号及び第14号は、雇用保険法において、安定した職業以外の職業に就いた受給資格者であって、一定のものに対して支給される就業促進手当が廃止されることに伴う規定の整備でございます。

77ページをご覧ください。

附則第8項は、雇用保険法において、「雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住するなど」の要件を満たす者に対して、「基本手当の給付日数が延長される、地域延長給付」が、令和7年3月31日以前の退職者から令和9年3月31日以前の退職者までと2年間延長されることに伴う規定の整備でございます。

恐れ入りますが、75ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は、施行期日を定めたもので、令和7年4月1日から施行するものでございます。第2項は、経過措置を定めたもので、改正後の第10条第11項第4項の規定は、この条例の施行日以後に安定した職業に就いた退職職員について適用し、施行日前に就業に就いた退職職員に対する改正後の第10条第11項第4号の就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例によるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第6号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第7号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明のほうを申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の78ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。本案は、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するために新設する、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関して、必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の82ページをお開き願います。

第8条の3として、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関して、新たに規定するものでございます。

恐れ入りますが、80ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この改正は令和7年4月1日から施行するものと定めるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第7号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10　議員提出議案第1号　枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川健治議員。

○北川健治議員　ただいま上程いただきました議員提出議案第1号につきまして、提案者6人を代表いたしまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議員提出議案1ページ目をご覧ください。

本案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

2ページをお開き願います。

枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例第8条、「委員長及び副委員長がともにいないときの互選」について、委員会の運用に関する事項を追加するため、「条項の追加」を提案するもので、同条第2項に「年長の委員が委員長の職務を行う」ことを加えるものでございます。

3ページに条項の追加に伴う新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単なお説明でございますが、よろしくご審議のほど、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○鍛冶谷知宏議長　これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長　討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありません

んか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11　議員提出議案第2号　枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川健治議員。

○北川健治議員　ただいま上程いただきました議員提出議案第2号につきまして、提案者6人を代表いたしまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、4ページ、議員提出議案第2号　枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

本案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

主な内容といたしまして、令和4年6月17日、「刑法等の一部を改正する法律」が、また、令和6年6月7日、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が公布されるとともに、全国市議会議長会において「市議会の個人情報の保護に関する条例(例)」の所要整理が行われたことから、このたび当該条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

まず、「刑法等の一部を改正する法律」に関する改正についてです。懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて新たに拘禁刑が創設されたことから、当該条例の第49条から57条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。

次に、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」に関する改正についてですが、同法第3条において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に、「カード代替電磁的記

録」に係る規定が新たに第 8 項として追加され、改正前の同条第 8 項及び第 9 項が 1 項ずつ繰り下げられたことに伴い、当該条例第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に、8 ページに移りまして、第 12 条第 5 項の表第 36 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改めるものでございます。また、その他の改正部分につきましては、全国市議会議長会において示された「市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」の所要整理に合わせて改正するものでございます。

恐れ入りますが、5 ページにお戻り願います。

最後に、附則でございますが、この条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行し、第 2 条第 10 項の改正規定及び第 12 条第 5 項の改正規定中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から、「市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」の所要整備に合わせた改正規定は公布の日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単なお説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○鍛冶谷知宏議長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鍛冶谷知宏議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで議会運営委員会を開催したいと思いますので、委員の方々は 4 階会議室にお集まりください。

他の議員の皆様は 2 階議員控室でご休憩をお願いいたします。

（午前 時 分 休憩）

（午前 時 分 再開）

○鍛冶谷知宏議長 それでは、再開します。

初めに、議事日程に変更がありますので、職員に報告させます。

○中村淳生事務局長 追加議事日程

日程第12 議案第9号 救助工作車の艤装請負変更契約の締結について

日程第13 一般質問

以上です。

○鍛冶谷知宏議長 ただいま報告させました議事日程により、引き続き会議を進めます。

日程第12 議案第9号 救助工作車の艤装請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 ただいま上程いただきました議案第9号 救助工作車の艤装請負変更契約の締結について、提案理由のご説明のほうを申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、契約条項第16条の規定により、請負人から納入期限延長の請求がありました件につきまして、先ほど繰越明許費の設定をご承認いただいたことを受けまして、期日を「本契約締結日から令和7年3月31日まで」を「本契約締結日から令和7年12月31日まで」に変更をお願いするものでございます。契約条項その他では、本契約の効力につきましては、枚方寝屋川消防組合議会の議決を経て生じるものとしております。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鍛冶谷知宏議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 一般質問を行います。

一般質問については、前田富枝議員、奥野美佳議員、川口肇人議員、泉大介議員から通告がありました。

前田富枝議員の質問を許可します。

前田議員。

○前田富枝議員 質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

増加する救急需要への対応について。消防組合の救急件数につきましては、ここ数年、毎年約1,000件程度増加をし続け、令和6年度中の救急出動件数は4万6,617件と過去最高の件数となっており、また、救急車の現場到着所要時間につきましても、全国平均よりは短いですが年々長くなっている状況でございます。

消防組合では、日勤救急隊の配備や一時的に非常用救急車を運用し、救急需要に対応されておりますけれども、高齢化や様々な感染症、また市民ニーズの多様化など、社会情勢の変化とともに、今後も増え続ける多種多様な救急需要を考えますと、一時的、暫定的な対応では救急医療体制を維持できないと考えております。

だからこそ私は、これまでも市民の安全・安心を守るために、一日も早く中宮出張所や氷室出張所へ適正に救急車を配備していただきたいと言い続けてまいりました。増加する救急需要への対応について、消防組合としてどのように考えておられるのかお聞きします。

○鍛冶谷知宏議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 前田議員のご質問にお答えいたします。

総務省消防庁が示す「消防力の整備指針」において、本消防組合が配備すべき救急車の台数が16台となっている中で、本消防組合の救急車の配備台数は日勤救急隊も含めると18台であり、現状においても高い水準で救急医療体制が保たれているものと認

識しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、救急需要の増加が今後も見込まれることから、早急に救急需要対策を強化する必要があると考えております。そのためにも、救急隊の増隊を含めた対応について検討を行っているところです。

○鍛冶谷知宏議長 再質問ありませんか。

前田議員。

○前田富枝議員 消防組合の第5次将来構想計画では、救急需要対策として、「消防力の適正配置等の調査を実施して、その結果を踏まえて、救急隊の適正な配置や中宮出張所への救急隊の増隊を検討します」とされています。そうした中、令和5年度に実施した消防力適正配置調査・研究では、救急搬送人員数の将来予測としまして、高齢化の進展に伴い、2035年または2040年までの間で救急搬送人員数は増加していくとされており、「更なる救急体制の増強を図るため、中宮出張所における救急隊の設置が望ましい」という結果が報告をされているところです。

これらのことを踏まえて、中宮出張所への救急隊の増隊をいつどのようにして検討されていくのか、これは消防長にお聞きします。

○鍛冶谷知宏議長 答弁を求めます。

伊藤消防長。

○伊藤高博消防長 前田議員の2回目のご質問にお答えします。

増加し続ける救急需要への対応としての中宮出張所への救急隊の増隊は、消防組合としても大きな課題であると認識をしております。一方で、救急隊の増隊につきましては、人員の確保や救急車の整備が必要となってまいります。構成両市と共に、今後の救急需要予測、適正配置、財政状況、定員の適正化など、多角的な面を踏まえ、全署所への救急隊配備を早期に検討してまいります。

○鍛冶谷知宏議長 再質問ありませんか。

前田議員。

○前田富枝議員 3回目は要望とさせていただきます。

早期に検討されるということなんですけれども、検討されている間も救急需要が減少することなく増加する一方なんです。分かってはいるんだけど、どうしようもないと思っておられるのかもしれませんが、待ったなしの状況に来ているわけです。現場で働く職員の皆様も、一分一秒でも早く市民の命を救いたいという思いから努力をされてきております。

管理者は枚方の救急の状況をしっかりご理解されていると思うんですけども、本気で市民の安全・安心を守っていくとおっしゃるんでしたら、中宮出張所に救急車と救急隊、それに氷室出張所へは救急隊の専任化を早期に実現できるようにしっかり考えていただきたいと申し上げ、質問を終わります。

○鍛冶谷知宏議長 これにて前田富枝議員の質問を終結いたします。

次に、奥野美佳議員の質問を許可します。

奥野議員。

○奥野美佳議員 質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、現枚方消防署の遠隔地移転が消防力の適正配置に及ぼす影響について伺います。現在地から約2キロ離れた旧中宮北小学校跡地を枚方消防署本署の建て替え候補地とするに当たり、移転先への地域住民への対応について、昨年12月の消防組合議会で伺いましたが、消防組合としては移転元、すなわち移転により大きなマイナス影響を受けることが想定される、現枚方消防署が所管する地域に対する説明責任が求められると考えます。

そこで、移転元となる現枚方消防署の所管する地域、時速30キロで半径2.5キロの円の内側でしょうか、には幾つの小学校区が含まれるのか、それぞれの地域（小学校区）での説明会開催の予定はあるのかについて伺います。

なお、過去、平成20年に実施された署所の統廃合により、伊加賀出張所を閉所し消防本部の伊加賀分室にした際には、どの校区のどの地域で、いつ誰を対象にどのような説明を行い、その説明会では、どのような質問が出てどのように対応されたのかについて参考にお示しください。

さらに今回の枚方消防署の移転により、移転元の地域住民から当然出てくるであろう不安や疑問、消防力の適正配置に関する意見を想定してみました。地域住民から次の3つの質問が出てきた場合、消防組合としてどのように説明されるかについて、それぞれ具体的にお示しください。

1つは「建築物の高度化、人口や飲食店舗等が集中し火災被害が甚大化するリスクが高い中心市街地においては、消防・救急・救助体制を高度化・増強するとともに現着時間の短縮を図るのが本来のあるべき姿・方向である。にもかかわらず、遠隔地の住宅街に拠点消防署を移転させるという真逆のことを推し進めることに妥当性はある

のか」という質問に対する説明です。

2つ目は、「坂の上に位置し、主要道路が少ない消防署から、鉄軌道も越えなければならない相当離れた地域からの出動要請に対して、本当に適切な時間内に現着できるのか」というような質問を、京阪枚方市駅から枚方公園駅の淀川側の地域である伊加賀地域にお住まいの方から受けた場合の説明です。

3つ目は、「大規模な集客イベントが開催された際の事故や火災、水難事故などのリスクがあるのが淀川河川エリアなのに、拠点消防署である枚方消防署の管内から外すことは、消防・救急・救助体制の弱体化であり、こうした事態に対応できるのか」という質問に対する説明です。

次に、淀川決壊等による浸水リスクへの対応について伺います。2月の枚方市議会の全員協議会において、枚方消防署の移転は、平時もさることながら、発災時に求められる消防の役割や機能を弱める「遠隔地移転」になるのではないかと尋ねたところ、危機管理部長から、「防災体制構築に当たっては、発生確率にかかわらず、想定最大規模の災害を念頭に対策を講じる必要があると考えており、淀川破堤という大災害が発生した場合に、救出救助活動が継続できる消防庁舎を確保した上で、災害対策本部となる市庁舎等と必要に応じて連携を図ることが、市の防災体制のより一層の強化につながると認識しております」との答弁がありました。答弁にある「淀川破堤を想定して消防庁舎を現在地から約2キロ離れた高台に移転させる」という考え方は妥当なものなのでしょうか。

そこで確認です。淀川洪水ハザード内に位置している枚方寝屋川消防組合の署所は何か所あるのか伺います。次に、それらの消防署所に係るリスク認識についても伺います。

○鍛冶谷知宏議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 奥野議員のご質問にお答えいたします。

署所の管轄区域と小学校の校区とは町丁が異なりますが、現枚方消防署の管轄区域内に小学校区は9つあります。署所の再編に伴う地域への説明につきましては、時期や対象なども含めて、関係機関と調整しながら検討してまいります。

伊加賀出張所の統廃合に係る地域住民への説明につきましては、平成20年7月から9月にかけて、枚方市校区コミュニティ会長、副会長、伊加賀小学校区代表、枚方小

学校区代表、枚方校区コミュニティ協議会に対して実施しました。地域住民からは、「伊加賀出張所から消防車が出動しなくなったら、どこから消防車が来るのか」といった質問がありましたが、枚方消防署や中振出張所などからはもちろん、渚出張所や寝屋川消防署などからも出動し、迅速な災害活動を行うと回答しております。

消防力の適正配置に関しての想定質問につきましてお答えいたします。

消防署移転の妥当性につきまして、旧中宮北小学校跡地に枚方消防署を移転した場合でも、現消防、救急能力は維持できると考えており、火災時に迅速に対応することが可能であることから、移転場所につきましても妥当であると考えております。道路状況や鉄軌道の影響による現場到着時間につきましても、繰り返すにはなりますが、枚方消防署を移転した場合でも、現消防、救急能力は維持できると考えており、現場到着時間の遅延にはつながらないものと考えております。

京阪枚方市駅から枚方公園駅の淀川側の地域、伊加賀側の地域の救急需要への対応につきましては、本部機動救急隊がカバーすることができます。また、淀川河川エリアにおける消防防災体制につきまして、本消防組合では様々な災害種別に応じた出動基準を定めており、枚方消防署高度救助隊をはじめ、中振出張所、寝屋川消防署などから消防隊が出動し、迅速な災害活動を行う体制を取っており、消防防災体制の弱体化を招くことはないと考えております。

様々な想定がある中、枚方消防署を移転した場合におきましても、管内の消防力の維持や救急需要対応のために、救急ステーションの設置を含む署所の再編など、適正な配置について関係機関と協議してまいります。

次に、消防組管内における淀川洪水ハザード内の消防署につきましては、浸水想定区域外に消防署、出張所を確保することが望ましいと考えますが、枚方消防署を含めまして、5署所が浸水想定区域内に位置している状況でございます。洪水につきましては、被害予測を立てることができますので、あらかじめ浸水想定区域外の署所等に消防車両を移動させるなど、事前に備えることを念頭に置きながら災害対応を行ってまいります。

○鍛冶谷知宏議長 再質問ありませんか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

枚方市においても最も重要な消防署である枚方消防署がどこに配置され、どのよう

な消防体制が構築されるのかは、市民にとって暮らしの安全・安心につながる重大な関心事項です。気候変動によって乾燥化が進んだためか、山火事のような火災まで続発しています。また、一時的な大雨による被害、そして救急車の出動要請も今後ますます増加するのではないかと思います。

月曜日の夜 9 時に放送されているドラマ「119 エマージェンシーコール」では、消防局の通信指令センターを舞台に、これまであまり知られていなかった「指令管制員（ディスパッチャー）」の現実（リアル）が描かれています。「119 番、消防です。火事ですか、救急ですか」、様々な緊急通報への対応の事例が描かれ、とても高い視聴率となっています。市民の消防行政への関心は非常に高まっており、火災や急病、事故に対応する消防体制の大きな変更を行うに当たって、言葉はきついですが、「いいかげんな説明」や「ごまかし」は通用しないと思います。

そうした観点で、1 回目の答弁に対する私の評価と、2 回目の質問をさせていただきます。

まず、枚方消防署の移転に伴う「移転元」の地域への説明については、「時期や対象なども含めて関係機関と調整しながら検討する」との答弁です。移転先とされる中宮北小学校地域への説明は具体化しているのに、枚方消防署の所管から外れる地域に対する説明は「今後、検討する」との答弁です。その中には、出張所が廃止され、枚方消防署の所管に統合された地域が含まれています。そして、移転に伴い様々な懸念される課題について質問させていただくと、それに対する答えは、「現消防、救急能力は維持できる」「火災時に迅速に対応することが可能である」「移転場所については妥当である」「現場到着時間の遅延にはつながらない」などなど、根拠や対応策を説明することなく、ただただ「大丈夫です」を連呼するだけのものでした。

そして、「救急ステーションの設置を含む署所の再編など、適正な配置について関係機関と協議」とも答弁されていますので、消防署所の適正配置については、まだまだ協議すべき事項が残っているということです。

そこで 2 回目の質問をさせていただきます。何よりも重要なのは、今回移転させようとしているのが、枚方市にとって最も重要な枚方消防署であるということ、そして、移転によって枚方市の消防体制の見直しが必要となる事項であるのに、その決め方があまりにも「ずさん」であるということです。当初示されていたように、「枚方消防署の老朽化により建て替えが必要だ。隣接した地域である⑤街区（旧北河内府民センタ

一跡地周辺）内に敷地を確保して建て替えよう」、このシナリオなら消防組合内で詳細を検討し、施設や装備の計画を進めていただければよいと思います。

しかし、その移転場所が遠隔地で消防体制の見直しを伴うものであれば、枚方市に「⑤街区（旧北河内府民センター跡地周辺）での敷地確保はできません。枚方市が所管する３つの候補地案の中から選んでください」と言われたので、比較検討して中宮北小学校跡地を選びました。そんなプロセスで済むはずがありません。

仮に移転するという判断を行うにしても、移転先が適地であるかどうかを様々な角度、方法で検証するとともに、移転に伴って枚方市の消防体制をどのように再構築するのかを、現場職員の意見も踏まえてしっかり検討して計画案を作成し、第三者の専門家や議会、対象地域住民の意見を聞いて決定すべきではないのでしょうか。

災害は、実際に何が起こるのか想定しづらいものです。あらゆるリスクを想定し、できる限りの対応策を用意しなければなりません。地図の上にコンパスで円を書いて、「ああ、カバーできる距離内だから大丈夫です」などと軽々しく判断できるものではないはずです。このようなことは、何も私のような素人が申し上げるまでもなく、消防行政を担っておられる専門職である消防職員の皆さんが最も理解されていることではないのでしょうか。

消防行政を預かる一部事務組合の管理者は枚方市長です。管理者としての枚方市長は、あくまでも消防行政の責任者の立場にあります。「枚方市」における自らの市政運営に都合のいい結論を、一部事務組合に押しつけるなんてことは許されません。消防行政の責任者として、非常に不適切な事務執行をしているのではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、淀川決壊等による浸水リスクへの対応についての質問については、コメントだけさせていただきます。枚方市議会では、危機管理部長から、「防災体制構築に当たっては、発生確率にかかわらず、想定最大規模の災害を念頭に対策を講じる必要があると考えており、淀川破堤という大災害が発生した場合に、救出救助活動が継続できる消防庁舎を確保した上で、災害対策本部となる市庁舎等と必要に応じて連携を図ることが、市の防災体制のより一層の強化につながると認識している」との答弁があったことから、消防組合としての見解をお尋ねしました。

「洪水については、被害予測を立てることができる、あらかじめ浸水想定区域外の署所等に消防車両を移動させるなど、事前に備えることを念頭に置きながら、災害対

応を行っていく」との答弁でした。実にもっともだと思います。破堤による「淀川洪水」の発生という事態は、大阪のみならず関西圏において絶対に発生させてはならないものですし、そのために、明治以来大変な努力を積み重ねてきました。ですから、仮にそうした事態が発生するとしても、地震や火事のように突如として発生するものではありません。そして、消防指令センターが切り離された枚方消防署という庁舎が持つ機能は、人員、消防車両、資機材を出動に備えて待機させる建物です。万が一大規模洪水の被害が現実のものとなりそうであれば、人員も消防車両も資機材も浸水想定外の被害を受けない位置にある消防署所に一時的に退避移動させるというオペレーションの在り方で考えられるのではないのでしょうか。

日常業務への大きなマイナスを抱えてまで、建物を移転する必要など全くないオペレーション上の課題であるということです。でなければ、淀川洪水ハザード内、つまり、浸水想定区域内に位置している枚方寝屋川消防組管内にある５つの消防署所全てについて、同様の対応をすることが本来あるべき方向性であるとなってしまいます。

最近では、守口市門真市消防組合の守口消防署が旧庁舎とほぼ同じ場所に建て替えられました。ハザードマップでは３ｍから５ｍの淀川浸水想定地域に当たるようです。浸水想定区域だから消防署を設置しないというのではなく、浸水時は非常事態としてとらまえ、浸水レベルに応じた対策マニュアルを事前に備えておくことで、想定外を想定内に変えることができるのではないのでしょうか。現状検討すらされてこなかったのではないかとと思われる浸水リスクが、消防署移転の理由になるはずがありません。実際のところ、枚方市においては、地震災害等の自然災害に際して最も懸念しなければならないことは、淀川堤防決壊による浸水リスクよりも火災拡大リスクではないのでしょうか。

対応すべきリスクに関する価値判断、担うべき機能で重要なことが何なのかについて、しっかりと考えなければならないということを改めて認識させていただいたと申し上げます。

○鍛冶谷知宏議長 答弁を求めます。

伊藤消防長。

○伊藤高博消防長 奥野議員の２回目のご質問にお答えします。

移転候補地の選定に当たっては、枚方市に依頼し、現行の５分消防体制を維持することができる立地、十分な面積、洪水浸水想定区域外などの条件を満たす候補地案と

して、旧中宮北小学校跡地を選定していただいたものでございます。繰り返しになりますが、枚方消防署を移転した場合でも、必要な消防力は維持できるものと認識しております。

一方で、移転後の枚方市駅周辺地域における消防・救急需要に対して、より迅速に対応するために、救急ステーションの設置を含む署所の再編や適正配置について、引き続き検討してまいります。

また、市民の安全・安心を担う消防署の移転に当たりましては、地域住民のご理解が必要不可欠であると認識しておりますので、ご意見をしっかりと聞きした上で、関係機関と連携しながら丁寧に取り組を進めていく考えでございます。

○鍛冶谷知宏議長 再質問ありませんか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 消防は災害対応のプロであり、数々の災害対応の経験と教訓、そして、社会のあらゆる事象の変化を着実に捉えながら、常に先進的な災害対応を考え、あらゆる状況を予想して対応されてきていると認識しております。現市庁舎のある④街区と呼ばれる地区の約86%、2万㎡は市の所有地です。この地区内で市庁舎を更新すればよいのに、ここを民間事業者に開発させたいから、市役所庁舎は旧北河内府民センター跡地などを含む⑤街区に移転する。市庁舎の⑤街区移転に固執するから枚方消防署及び訓練施設に必要な敷地面積を確保できないので、現在地から約2キロ離れた旧中宮北小学校跡地に遠隔地移転する。消防力の適正配置上、合理性を欠くダブル移転のgori押しは、まちの安全や住民の命よりも民間開発を優先する判断になっているのではないのでしょうか。

降って湧いたような枚方消防署の遠隔地移転のもたらすリスクについて、必要な消防力は維持できる、大丈夫と、ただそのことだけを何回繰り返しても信用されません。逆に信頼を失います。大切なのは、どのようにして検討したのかというプロセスや方法、そして、なお残るリスクに対してどのように対応するのかという、具体的な対応策でもって理解を得ることではないのでしょうか。そして、仮にそのことがなされていたとしても、枚方消防署の建て替えは消防組合として想定されていたとおり、現在地の隣接地である⑤街区内で行うとの方向性を覆せる合理性を持ち得ないと私は考えます。

火事の発生や救急搬送というリスクは、市民にとって非常に身近なものになってい

ます。もしもこのまま枚方消防署の移転を強行し、指摘されていた問題事象が発生したりしたら、市民からの厳しい責任追及に対してどのように対応するのでしょうか。繰り返しになりますが、現在地の隣接地である⑤街区内の市有地、公有地等を枚方消防署及び訓練施設の移転候補地として整備できるよう、早急に検討すべきであると意見しておきます。

枚方寝屋川消防組合の管理者である現枚方市長がもうおられないときの災害に対しても、将来の消防職員が対応しなければならないのです。その重みをどれだけ理解されているのでしょうか。先ほどは管理者に答弁を求めたつもりでしたが、消防長からの答弁でした。消防行政の責任者として何らかのご見解があるようでしたら、ご発言いただきたいと申し上げ、私の質問を終わります。

○鍛冶谷知宏議長 これにて奥野美佳議員の質問を終結いたします。

次に、川口肇人議員の質問を許可します。

川口議員。

○川口肇人議員 このたびは一般質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

先日、消防組合の令和6年度定期監査で、枚方東消防署の阪出張所、寝屋川消防署の三井出張所を訪問させていただいた際に、初めて出張所の中を拝見させていただきました。事前に議長の許可を得て、資料を皆様へ配付させていただいており、お配りした資料は、枚方東消防署阪出張所及び氷室出張所の様子であります。

消防組合の署所については、昭和40年代から50年代に建設された建物が多く、施設の老朽化が進んでいるとは認識していましたが、薄暗い事務室、老朽化が著しい浴室や洋式化されていないトイレ、大部屋にカーテンの仕切りのみで雑魚寝の仮眠室など、本当にこの環境で隊員の皆さんは大丈夫なのかと大変ショックを受けました。そこで現状を把握するために、消防庁舎のトイレの洋式化の状況、仮眠室の個室化の状況、シャワーの設置状況についてお答えください。

○鍛冶谷知宏議長 答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 川口議員のご質問にお答えいたします。

本消防組合の19消防庁舎の男性用トイレのうち、全てが洋式化された庁舎は13か所で、洋式化率は68%となっています。また、女性用トイレは7庁舎に設置されており、

その全てが洋式化されております。

次に、仮眠室の個室化の状況でございますが、完全個室の庁舎は1か所のみで、その他の庁舎は半個室または大部屋でございます。

シャワーにつきましては全ての庁舎に設置しておりますが、1基のみ設置の庁舎が4か所あり、庁舎全体では55基でございます。

○鍛冶谷知宏議長 再質問ありませんか。

川口議員。

○川口肇人議員 消防組合の現状については、理解いたしました。トイレの洋式化、仮眠室の個室化については手つかずの署所が大半であり、災害活動で疲弊した隊員の方がリラックスして休める場であるとは到底思えません。このような職場環境の整備を図るためにも、これからどのように計画し建て替え修繕を進めていく予定か、お答えください。

○鍛冶谷知宏議長 間もなく12時を迎えますが、進行上、引き続き議事を進行していきます。

答弁を求めます。

吉岡総務部長。

○吉岡良和総務部長 川口議員の2回目のご質問にお答えいたします。

本消防組合では、消防庁舎の更新、統廃合、長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、財政負担の軽減・平準化や最適な配置を実現していくため、平成30年に「枚方寝屋川消防組合公共施設等総合管理計画」を策定しました。また、同計画で示す方針に基づき、効果的に消防庁舎のマネジメントを推進していくため、庁舎整備・修繕等に係る中長期的な計画の策定に向けて取り組んでいるところでございます。庁舎のLED化や浴室・トイレの整備など、職員が働きやすい職場環境整備は早期に取り組むべき課題であると認識しており、構成市と調整を図りながら計画的に行ってまいります。

○鍛冶谷知宏議長 再質問ありませんか。

川口議員。

○川口肇人議員 多岐にわたる質問に対してご丁寧に答弁いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、3回目は要望とさせていただきます。

お配りさせていただいた資料を見て驚かれた議員の方も多いのではないでしょうか。仮眠室は畳敷きの大部屋に布団を敷いてみんなで寝られております。もちろん仕切り

などはありません。浴室もシャワーが１個しかなかったり、脱衣場もない場所も多いです。特にひどい場所をピックアップしているわけではありません。ほとんどの出張所がこのような状況であるとお聞きしました。

今まで修繕や改修の声が上がらなかったのは、先輩から「昔に比べてよくなったほうや」などと言われたり、我慢して使用しているうちに、この状況に慣れ親しんでしまい、老朽化した設備に違和感を感じなくなってしまうからかもしれません。消防隊員の方々は、日々命をかけて災害活動をはじめとする業務に取り組んでいただいております。災害活動は精神的にも体力的にも消耗が激しく、隊員の方々の疲労は計り知れないものであると察しております。

先ほど答弁をいただいた消防組合の現状では、災害活動から帰ってきたときにリラックスすることができる職場環境とは到底言えず、これからの環境整備は早急の課題であると言えます。有事の際に消防職員の方が100%の力を発揮するためには、平常時にはリラックスできる環境づくりを推進していただきますようお願いいたします。それがひいては第5次将来構想計画に掲げる、安全・安心を実感できるまちの実現につながるものと考えます。

以上のことを強く要望し、私からの一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○鍛冶谷知宏議長 これにて川口肇人議員の質問を終結いたします。

次に、泉大介議員の質問を許可します。

泉議員。

○泉大介議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。それでは、通告に従い質問させていただきます。

岩手県大船渡市において、2月26日から発生した林野火災は1週間以上延焼を続け、市の8%にも及ぶ約2,900haを焼失し、また、1名の方もお亡くなりになるなど甚大な被害が生じました。日常生活に戻れた人もいる一方で、住宅を含む約210棟が被害を受け、今なお避難生活を余儀なくされている方々がおられます。また、岡山県や愛媛県でも林野火災が発生するなど、枚方市、寝屋川市においても対岸の火事ではないと思われそうですが、消防組合管内における林野火災の近年の発生状況をお答えください。

○鍛冶谷知宏議長 答弁を求めます。

小嶋警防部長。

○小嶋悦喜警防部長 泉議員のご質問にお答えします。

近年における林野火災の発生状況につきましては、昭和53年に津田山で発生した鎮火まで3日間を要した林野火災が発生して以降は、平成15年に枚方市穂谷地区で、焼却火の拡大により山林内の落ち葉等が約1,000㎡焼損した火災が発生しましたが、それ以降は発生しておりません。

○鍛冶谷知宏議長 再質問ありませんか。

泉議員。

○泉大介議員 林野火災の発生状況については理解しました。1月のアメリカでの大規模な林野火災をはじめ、全国各地でも林野火災が多発していますが、いずれも鎮火までに長時間を要しています。林野火災における課題と、また、消防組合ではどのような対策を講じているのかお答えください。

○鍛冶谷知宏議長 答弁を求めます。

小嶋警防部長。

○小嶋悦喜警防部長 泉議員の2回目のご質問にお答えします。

林野火災における課題といたしましては、延焼状況の確認、有効水利及び通信手段確保、そして活動が広範囲に及び部隊統制が困難になることが課題として挙げられます。対策につきましては、津田山の山林ポイントを記した模型作成をはじめ、毎年林道や地水利の把握のために山林踏査を実施しており、特に今年度からは実施時期を早め、各消防小隊が4回にわたり実施しています。また、公用携帯に山林踏査地図のアプリを取り込み、閲覧できる環境を整えております。さらに、俯瞰的視点から延焼経路を確認できる無人航空機（ドローン）を配備しております。

また、伏見管理者からのご挨拶にもございましたとおり、関係機関との連携強化といたしまして、先日の3月9日に、枚方市津田山手にある国見山において、枚方市消防団及び大阪広域生コンクリート協同組合様と、合同訓練を実施したところです。

そのほか本消防組合では、火災警報、火災気象通報発表時には出動基準を強化するなど、強風時の活動要領を整備しております。

引き続き関係機関と連携を密にし、市民の安全・安心の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○鍛冶谷知宏議長 再質問ありませんか。

泉議員。

○泉大介議員 対策、予防を進めていただいていることを理解いたしました。先ほども言いましたが、世界的に林野火災は多発しております。世界資源研究所のデータによりますと、20年前は世界の森林の焼失面積は400万h a 前後でしたが、2023年には約1,200万h a を記録し、3倍近くも増大しています。こうした林野火災の増加は、地球温暖化による極端な乾燥が要因とも言われています。いつどこで起こるか分かりません。今後も新たな技術の活用や、関係機関との連携強化を含め、対策を進めていただきますよう要望いたします。また、他の自治体との広域連携を強化し、迅速な応援要請が可能な体制を構築することも要望いたします。

以上で質問を終わります。

○鍛冶谷知宏議長 これにて泉大介議員の質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末で何かとお忙しい中、ご提案申しあげました諸案件について、慎重にご審議をいただき、いずれもご可決いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本消防組合の目指すまちの姿であります「安全・安心を実感できるまち」の実現に向け、令和7年度も消防組合が一体となって様々な施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいりますので、今後も引き続きご指導、ご協力いただきますようお願い申しあげまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は大変お疲れさまでした。

○鍛冶谷知宏議長 それでは、私からも閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末何かとお忙しい中、ご出席賜りありがとうございました。この1年間、皆様のご支援、ご協力によりまして、また、馬場副議長の支えを得まして、無事議長の職務を全うすることができました。重ねてお礼を申し上げます。

今後も引き続き枚方、寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対するより一層のご支援とご協力をお願い申しあげまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

以上をもちまして、令和 7 年第 1 回枚方寝屋川消防組合議会定例会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

(午後 0 時 13 分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和7年3月27日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 鍛冶谷 知 宏

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 辻 谷 恵 一

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 長 友 克 由